

審決

不服 2016-1536

東京都豊島区巣鴨 1-24-1 第2ユニオンビル 4階
請求人 一般財団法人日本助産評価機構

東京都港区三田 3-3-8 サンフィールド 11ビル 8階 ネクセル総合法律事務所
代理人弁護士 成川 弘樹

商願 2014-108031 拒絶査定不服審判事件についてされた平成 29 年 1 月 11 日付け審決に対し、知的財産高等裁判所において審決取消の判決（平成 29 年（行ケ）第 10049 号、平成 29 年 9 月 14 日判決言渡）があったので、さらに審理のうえ、次のとおり審決する。

結 論

原査定を取り消す。
本願商標は、登録すべきものとする。

理 由

1 本願商標

本願商標は、「Advanced Midwife アドバンス助産師」の文字を横書きしてなり、第 35 類、第 41 類、第 44 類及び第 45 類に属する願書記載のとおり役務を指定役務として、平成 26 年 12 月 9 日に登録出願され、その後、指定役務については、原審における同 27 年 7 月 8 日付けの補正書により、第 35 類「市場調査又は分析、助産師のあっせん、助産師のための求人情報の提供」、第 41 類「セミナーの企画・運営又は開催、電子出版物の提供、図書及び記録の供覧、図書の貸与、書籍の制作、教育・文化・娯楽・スポーツ用ビデオの制作（映画・放送番組・広告用のものを除く。）、興行の企画・運営又は開催（映画・演芸・演劇・音楽の演奏の興行及びスポーツ・競馬・競輪・競艇・小型自動車競走の興行に関するものを除く。）、映画・演芸・演劇・音楽又は教育研修のための施設の提供」及び第 44 類「助産、医業、医療情報の提供、健康診断、調剤、栄養の指導、介護、医療看護その他の医業」に補正されたものである。

2 原査定の拒絶の理由の要点

原査定は、「本願商標は、『上級の』を意味する『Advanced』の文字と、これを認識させる『アドバンス』の文字及び『助産師』の文字とこれに相応する『Midwife』の文字を一連に『Advanced Midwife アドバンス助産師』と書してなるところ、本願商標全体からは、『上級の助産師』程の意味合いを認識するものである。ところで、その構成中『助産師』の文字は、『分娩を助け、また妊婦・褥婦・新生児の保健指導を職業とする者。国家試験に合格し、厚生労働大臣の免許を受ける。』を表すものである。そして、医療法の第 3 条第 3 項においては、『助産所でないものは、これに助産所その他助産師がその業務を行う場所に紛らわしい名称を付けてはならない。』との記載がある。そうすると、本願商標は、あたかも助産師の一種あるいは助産師と同様の国家資格であるかのように、需要者、取引者に誤信を生じさせるおそれがあることから、これを商標として登録、使用することは、取引秩序を乱すおそれがあり、社会公共の利益に反するものと認められる。したがって、この本願商標は、商標法第 4 条第 1 項第 7 号に該当する。」旨認定、判断し、本願を拒絶したものである。

3 当審の判断

(1) 本願商標について

本願商標は、「Advanced Midwife アドバンス助産師」の文字を横書きしてなるところ、その構成中「Advanced」の欧文文字は、「上級の」を、「Midwife」の欧文文字は、「助産師」を、それぞれ意味する英語（いずれも「ベーシックジーニアス英和辞典」大修館書店）であるから、構成中前半の「Advanced Midwife」の欧文文字部分からは、「上級の助産師」の意味合いが理解されるものである。

また、その構成中の「アドバンス」の片仮名は、「上級の」を意味するものとして我が国において馴染みのある、比較的平易な外来語であることから、本願商標の構成中後半の「アドバンス助産師」の文字からも、「上級の助産師」の意味合いが理解されるものである。

そうすると、本願商標は、「上級の助産師」の意味合いを生じる語を英語及び日本語で一連に横書きにして表したものであり、本願商標全体としても、「上級の助産師」の意味合いが理解される。

（２）出願人について

出願人は、「母子を中心とした一般市民を対象として、助産実践及び教育の第三者評価及び認証に関する事業を行うことで、助産教育及び実践の質の向上と利用者の選択の利便を支援すると共に、その成果を助産教育機関・助産所・実践助産師・一般市民に情報開示し、社会における助産サービスの質がより一層向上し、ひいては母子の保健・福祉の向上に寄与すること」を目的として、平成２６年１１月２５日に設立され、「助産教育及び助産実践の第三者評価実施事業、助産教育及び助産実践の評価基準作成・維持事業、助産教育評価員の育成、研修事業、助産教育・実践評価に関する普及啓発事業」等の事業を行っている（甲２）。

また、出願人の前身は、「特定非営利活動法人日本助産評価機構」であり、同法人は、学校教育法第１１０条の規定によって、平成２０年４月８日、専門職大学院のうち助産分野の評価を行う認証評価機関として、文部科学大臣の認証を受けたものであり、出願人は、現在も引き続き助産専門職大学院認証評価事業を行っている。（甲４、甲５）。

（３）「アドバンス助産師認証制度」について

助産関連５団体（公益社団法人日本看護協会、公益社団法人日本助産師会、一般社団法人日本助産学会、公益社団法人全国助産師教育協議会、出願人）は、助産師が継続的に自己啓発を行い、専門的能力を高めることにより、妊産婦・新生児に対し、安全で安心な助産ケアを提供できること、社会や組織が助産実践能力を客観視できることを目的として、公益社団法人日本看護協会が開発した「助産実践能力習熟段階（クリニカルラダー）」のレベルⅢに到達している助産師を、「アドバンス助産師」として認証する制度の創設を進め、その認証は、出願人が行い、２０１５年（平成２７年）８月１日より、上記のレベルⅢ認証申請の受付（ＷＥＢ受付）を出願人が開始した（甲１）。

「助産実践能力習熟段階（クリニカルラダー）」のレベルⅢ認証は、「入院期間を通して、責任をもって妊産婦・新生児の助産ケアを実践できる」、「助産外来において、個別性を考慮したケアを自律して提供できる」、「助産外来において、指導的な役割を実践できる」、「院内助産において、自律してケアを提供できる」及び「ハイリスクへの移行を早期に発見し対処できる」といったレベルに達している助産師を「アドバンス助産師」として認証する制度である（甲１）。

そして、出願人は、２０１５年（平成２７年）１２月２５日付けで初めて、上記認証制度の結果を公表し、「アドバンス助産師」５，５６２人を認証した（甲１３、甲１４）。

また、厚生労働省は、２０１５年（平成２７年）１０月１５日、「第２回周産期医療体制のあり方に関する検討会」において、「アドバンス助産師」の認証制度を紹介した（甲１５）。

さらに、「アドバンス助産師認証制度」は、各種新聞や医療関連の情報を扱うウェブページ等において取り上げられている（甲６～甲１４）。

（４）「アドバンス助産師」について

公益社団法人日本看護協会のウェブサイトにおける、２０１６年１２月２６日付け「News Release」（http://www.nurse.or.jp/up_pdf/20161226093959_f.pdf）によると、出願人は、平成２７年度に５，５６２人、平成２８年度に５，４４０人の計１万１，００２人の助産師を「アドバンス助産師」として認証しており、これは、就業者に占める割合が３２．４％であり、約３人に１人の助産師が「アドバンス助産師」の認証

を受けているという現状にある。

そして、病院によっては、院内に「アドバンス助産師」の認証を受けた助産師が在席することを、病院のウェブサイトに掲載し、充実した助産ケアを提供できることを広報している例が多数ある（甲１７～甲２７）。

（５）商標法第４条第１項第７号該当性について

上記（２）ないし（４）によれば、「アドバンス助産師認証制度」は、専門職大学院のうち助産分野の評価を行う認証評価機関として文部科学大臣の認証を受け、「助産教育及び助産実践の第三者評価実施事業」等を行う出願人が、「アドバンス助産師」の認証を行う制度である。

そして、その認証制度は、公益社団法人日本看護協会が開発した専門的知見を取り入れた指標を用いたものであることからすると、助産師の能力を適切に評価する認証制度であるということが出来るものであって、同認証制度は、一定程度の高い助産実践能力を有する助産師を、適切に認証する制度として、医療関連分野や一般の需要者においても知られているといえるものである。

そうすると、「アドバンス助産師」は、国家資格である助産師のうち、一定程度の高い助産実践能力を有する者を意味するものとして、我が国において相当程度知られているものというのが相当である。

してみれば、「アドバンス助産師」の認証を行う機関である出願人が、「Advanced Midwife アドバンス助産師」の文字からなる本願商標を、その指定役務に使用したときは、これに接する取引者、需要者は、「上級の助産師」、または「国家資格である助産師のうち、一定程度の高い助産能力を有する者」に係る役務であることを認識するものといえ、いずれにしても、「国家資格である助産師」に係る役務であると認識するものというのが相当であるから、本願商標は、国家資格等の制度や、助産師に関連する法律等の趣旨に反する商標ではなく、取引秩序を乱すおそれや、社会公共の利益に反するものでもないから、「公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある商標」ということはできない。

したがって、本願商標は、商標法第４条第１項第７号に該当しない。

（６）まとめ

以上のとおり、本願商標は、商標法第４条第１項第７号に該当するものではないから、これを理由として本願を拒絶した原査定は、取消しを免れない。

その他、本願について拒絶の理由を発見しない。

よって、結論のとおり審決する。

平成３０年 ２月１４日

審判長	特許庁審判官	井出 英一郎
	特許庁審判官	榎本 政実
	特許庁審判官	真鍋 恵美

（この書面において著作物の複製をしている場合のご注意）

特許庁は、著作権法第４２条第２項第１号（裁判手続等における複製）の規定により著作物の複製をしています。取扱いにあたっては、著作権侵害とならないよう十分にご注意ください。

〔審決分類〕 T 1 8 . 2 2 - W Y (W 3 5 4 1 4 4)

審判長	特許庁審判官	井出 英一郎	7834
	特許庁審判官	榎本 政実	9872
	特許庁審判官	真鍋 恵美	2958